

財務省第5入札等監視委員会

平成29年事務年度第2回定例会議審議概要

| | | |
|--------------------------|---|---|
| 開催日及び場所 | 平成30年2月2日（金）横浜税関会議室 | |
| 委員 | 委員 村山周平（村山周平事務所・公認会計士） 委員 福島洋尚（早稲田大学大学院教授） | |
| 審議対象期間 | 平成29年7月1日（土）～平成29年9月30日（土） | |
| 抽出事案 | 4件 | （備考） |
| 1 競争入札（物品役務等） | 1件 | 契約件名：通関情報総合判定システム（第3次CIS）の機器撤去等 契約相手方：日本通運株式会社 東京ベイエリア支店 （法人番号4010401022860） 契約金額：8,197,200円 契約締結日：平成29年8月28日 担当部局：東京税関 |
| 2 競争入札（物品役務等） | 1件 | 契約件名：検糖計の購入契約 契約相手方：株式会社アントンパール・ジャパン （法人番号3010701021654） 契約金額：5,832,000円 契約締結日：平成29年7月7日 担当部局：横浜税関 |
| 3 競争入札（物品役務等） | 1件 | 契約件名：税関安否確認サービス提供業務 契約相手方：株式会社エレクトリック・マテリアル （法人番号2011001040296） 契約金額：5,994,000円 契約締結日：平成29年9月22日 担当部局：東京税関 |
| 4 競争入札（物品役務等） | 1件 | 契約件名：第51回通関士試験における試験会場設営及び試験 運營業務委託契約 契約相手方：日本出版販売株式会社 （法人番号2010001033269） 契約金額：1,486,728円 契約締結日：平成29年7月21日 担当部局：横浜税関 |
| 委員からの意見・質問、 それに対する回答等 | 別紙のとおり | |
| 委員会による意見の 具申又は勧告の内容 | なし | |

| 意見・質問 | 回答 |
|---|---|
| <p>【事案1】 契約件名：通関情報総合判定システム（第3次CIS）の機器撤去等 契約相手方：日本通運株式会社 東京ベイエリア支店 （法人番号4010401022860） 契約金額：8,197,200円 契約締結日：平成29年8月28日 担当部局：東京税関</p> <p>本件契約概要について説明願いたい。</p> <p>予定価格の積算方法について説明願いたい。</p> <p>低落札率の要因（26.9%）について説明願いたい。</p> | <p>通関情報総合判定システム（第3次CIS）の機器については、サーバ及びその周辺機器等から構成され、平成24年6月25日にA社と賃貸借契約を結び、平成25年11月1日から平成29年10月31日までの間、同機器等を借入れ、税関が指定する場所において利用していたものである。</p> <p>本契約は、契約終了を機に、機器等（サーバ90台とその周辺機器、運用管理端末、配線部品等）を撤去し、ハードディスク647台のデータを消去した上で契約相手に返却する作業を実施したものである。</p> <p>市場価格調査を行い、各項目を比較し、低い価格を採用し積算した。</p> <p>本件落札者に対しても見積り依頼を行ったものの、当該システム機器類が税関ネットワークに接続されており、それらへの影響や危険負担を考慮して、価格調査への協力を得られなかったものである。</p> <p>本件落札者は運輸系の事業者であるため、作業に係る要員や作業車両、機材等の大半を自社で賄うことができるとして、さらにシステム系の調整を委託すべき別の事業者との間においても、低価格での対応が可能となるなど、総合的に費用を低く抑えることができたと説明している。</p> <p>一方で、市場価格調査時に見積りの協力を得られた者については、システム開発の事業者であり、税関ネットワークへの影響他リスク回避に向け、多くのシステム系の技術者や責任者を投入するなど、システム開発に準じた体制を整える必要があったこと、さらに運搬にかかる要員、作業車両等については別の事業者への委託費用が含まれており、結果として低落札となったものである。</p> <p>本件により、システム規模の大きい案件について</p> |

| 意見・質問 | 回答 |
|-------|---|
| | <p>も、システム開発事業者以外の受注が可能だということが分かったことから、今後、同様案件の調達の際には広く市場価格調査の協力を求めることを考えたい。</p> |

| 意見・質問 | 回答 |
|---------------------------|--|
| <p>一者応札の要因について説明願いたい。</p> | <p>本調達が高落札率となった要因は、当該予定価格が市場相場を反映したものでありそれを大きく上回るような値引きの余地がなかったものと考えます。</p> <p>今回更新した検糖計は、一般的に使用されている屈折率を利用した検糖計とは異なり、砂糖分析法に基づく旋光度を利用した極めて精度の高い計測機器であることから、製造業者も限定的であることが挙げられる。なお、一者応札の要因については、本件で見積書を提出した製造元及び販売店の2者による入札参加を見込んでいたものの、販売店側における社内稟議が間に合わずに入札辞退に至ったことが一者応札の要因である。</p> |

| 意見・質問 | 回答 |
|---|--|
| <p>【事案3】</p> <p>契約件名：税関安否確認サービス提供業務</p> <p>契約相手方：株式会社エレクトリック・マテリアル (法人番号2011001040296)</p> <p>契約金額：5,994,000円</p> <p>契約締結日：平成29年9月22日</p> <p>担当部局：東京税関</p> <p>本件契約概要について説明願いたい。</p> <p>予定価格の積算方法について。</p> <p>低落札率の要因について説明願いたい。</p> | <p>従来、非常時における職員の安否については、緊急連絡網を構築し確認を行ってきたが、職員全体の状況を確認するまでに多大な時間を要していた。</p> <p>地震等の大規模災害発生などの非常時においては、リアルタイムな情報連絡・情報共有を図る必要があると、現状の携帯電話及びパソコンの普及率を考えると、メール機能を活用し、安否情報を簡易・迅速・確実に一斉連絡し、受信した各職員が返信するという方法が最も効果的である。</p> <p>本契約は、携帯電話及びパソコンのメール機能を活用して、災害発生時において迅速かつ効率的に職員の安否を確認することに加え、任意のグループに対し、緊急時の連絡など情報伝達が可能なサービスを導入・運用する業務を調達したものである。</p> <p>税関安否確認サービスについては、登録した職員の居住地または勤務地において震度5強以上の地震が発生した場合に、自動的に安否確認メールが送信されるほか、集中豪雨等の災害発生時に管理者より手動で安否確認メールの送信が可能であり、メールを受信した職員が安否状況をシステムに登録することにより安否確認を効率的に行うことが可能である。</p> <p>市場価格調査において複数者から徴した見積価格を参考に積算した。</p> <p>落札者が予定価格を大幅に下回る価格により応札した理由は、</p> <p>①官公庁向けに同様のサービス提供実績が多数あり、本契約の機能仕様の大多数は、落札者が保有するシステムの標準機能で対応可能であり、カスタマイズが軽微であったこと。</p> <p>②可能な限り値引きを行ったこと</p> <p>であり、結果として落札率が53.0%となったものである。</p> |

| 意見・質問 | 回答 |
|---|--|
| <p>【事案4】 契約件名：第51回通関士試験における試験会場設営及び試験運営業務委託契約 契約相手方：日本出版販売株式会社 (法人番号2010001033269) 契約金額：1,486,728円 契約締結日：平成29年7月21日 担当部局：横浜税関</p> <p>本件契約概要について説明願いたい。</p> <p>同契約における東京税関との比較について説明願いたい。</p> <p>今後の調達方針（東京税関との共同調達）について説明願いたい。</p> | <p>本契約は、平成29年10月1日（日）に実施した通関士試験において、試験会場（2か所）の設営及び試験運営を業務委託したものである。</p> <p>通関士試験の業務委託は、東京税関においても同様に実施している。</p> <p>出願者及び受験者ともに東京税関が当関の約3倍であることから試験運営の委託人数が多いものの、業務委託内容は同じである。</p> <p>両税関の業務委託内容に違いはないことから共同調達（契約の一本化）の可能性を検討した結果、以下の点を考慮し、来年度以降も現状の契約方針を継続することとしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験監督官等は試験会場を管轄する税関職員が担う必要があることから、契約を一本化しても、職員の負担軽減等にはつながらない。 ・契約の一本化は調達規模の拡大につながるため、応札者が大手に限られたり、従前良好に契約を履行していた業者が入札に参加できないケースも見込まれる等、競争性や中小企業保護の観点に疑問が残る。 ・契約金額に占める割合は「人件費」が大半であるところ、委託人数が増加してもスケールメリットがあまり期待できない。 ・「印刷物」については、契約金額に占める割合が低く、また各試験会場や教室単位での作成が大半なため、コスト削減が見込めない。 ・試験の実施にあっては、試験会場の特色を考慮の上、両税関それぞれの運営ノウハウに基づき委託業者との間で指示や打合わせを行っているところ、契約を一本化する際は両税関における指示内容の摺り合わせを必要とする。 |